

愛媛県における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う庁内連絡会議（持ち回り開催）

開催日：令和4年1月4日（火）

**出席：知事
鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理局**

1

会議内容

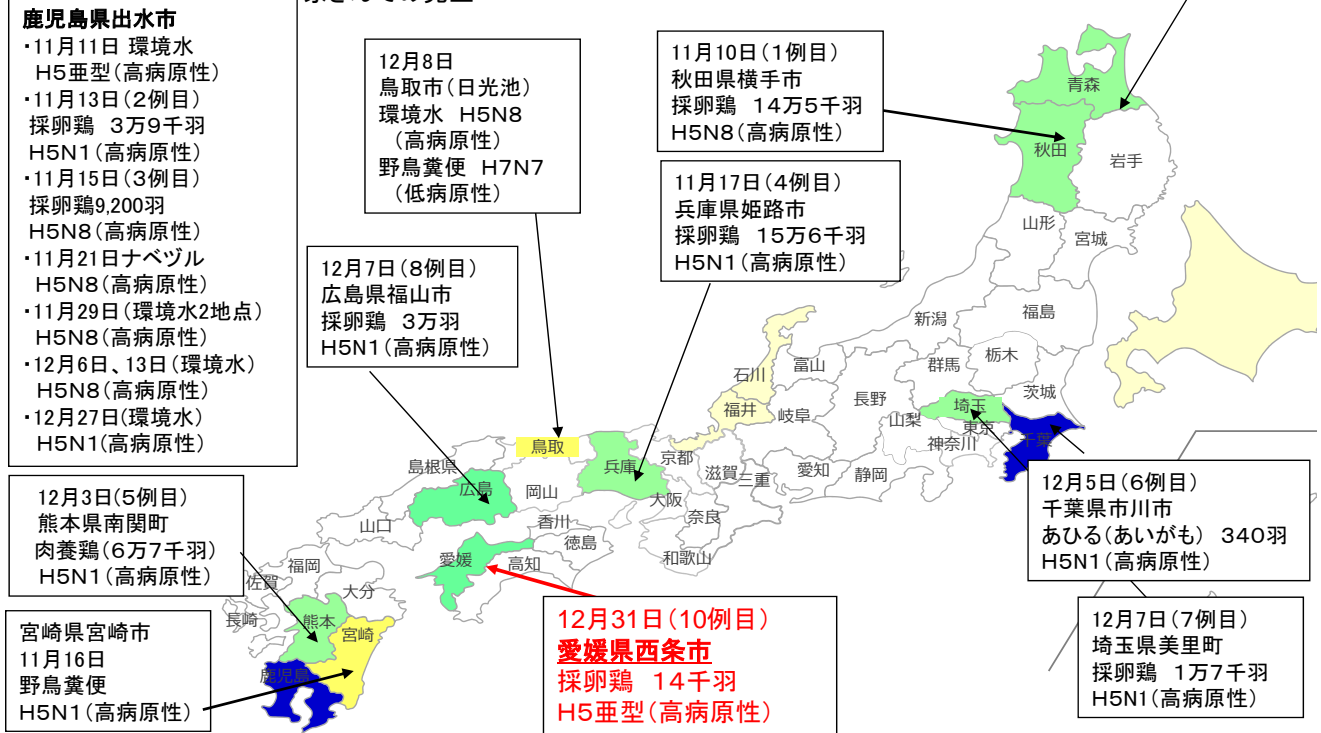
- 1 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 2 愛媛県での発生概要
- 3 国の対応
- 4 鳥取県の対応
- 5 県民への情報提供

2

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の鳥インフルエンザ発生状況】令和3年12月31日現在

■ 家きんでの発生 ■ 低病原性ウイルス確認
■ 野鳥、環境水での確認 ■ 野鳥、環境水での確認
■ 家きんでの発生



国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん)

	発生地	鶏種	飼養羽数	発生日	防疫措置完了日(殺処分完了日)	血清亜型
1	秋田県横手市	採卵鶏	144,539羽	11月10日	11月20日	H5N8
2	鹿兒島県出水市	採卵鶏	38,500羽	11月13日	11月16日	H5N1
3	鹿兒島県出水市	採卵鶏	9,200羽	11月15日	11月16日	H5N8
4	兵庫県姫路市	採卵鶏	156,459羽	11月17日	11月22日	H5N1
5	熊本県南関市	肉用鶏	66,225羽	12月3日	12月5日	H5N1
6	千葉県市川市	あひる	340羽	12月5日	12月5日	H5N1
7	埼玉県美里町	採卵鶏	15,692羽	12月7日	12月11日	H5N1
8	広島県福山市	採卵鶏	30,509羽	12月7日	12月12日	H5N1
9	青森県三戸町	肉用種鶏	7,250羽	12月12日	12月14日	H5N1
10	愛媛県西条市	採卵鶏	135,763羽	12月31日	(1月2日)	H5亜型

国内の鳥インフルエンザ発生状況(野鳥等)

	発生地	材料	採材日	確定日	血清亜型
1	鹿兒島県出水市	環境水	11月8日	11月11日	H5亜型
2	宮崎県宮崎市	野鳥の糞便	11月9日	11月16日	H5N1
3	鹿兒島県出水市	ナベヅル	11月19日	11月21日	H5N8
4,5	鹿兒島県出水市	環境試料(水) 2検体	11月22日	11月29日	H5N8
6	鹿兒島県出水市	環境試料(水)	11月29日	12月6日	H5N8
7	鳥取県鳥取市	環境試料(水)	12月1日	12月8日	H5N8
8	鹿兒島県出水市	環境試料(水)	12月6日	12月13日	H5N8
9	鹿兒島県出水市	環境試料(水)	12月20日	12月27日	H5N1

愛媛県での発生概要

1 農場の概要

農場所在地: 愛媛県西条市(さいじょうし)

飼養状況 : 採卵鶏約13万5千羽

2 経緯

- ・12月30日(木)午前7時45分、農場から死亡数増の通報
- ・ // 10時45分に東予家畜保健衛生所が立入検査し、簡易検査で陽性を確認(13/13羽)
- ・12月31日(金)午前3時に農林水産省が疑似患畜の判定

3 愛媛県の対応

- ・防疫対策本部会議の開催
- ・12月31日(金)午前3時30分に殺処分を開始し、1月2日(日)午後3時17分に終了。処分鶏の焼却処理、農場消毒等を実施中。
- ・移動制限区域: 農場から半径3km以内(5農場 24万2千羽)
搬出制限区域: 農場から3~10Km以内(34農場 33万9千羽)

5

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 専門家を現地に派遣
- 3 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

6

鳥取県の対応

- 1 県内全養鶏農場へ発生情報の周知と聞取り実施
愛媛県の発生農場と本県農場は疫学関連無し
- 2 大雪への対応を全農場へ指導
大雪後の鶏舎や防鳥ネットの点検、消毒槽の消毒液交換や消石灰の散布について指導を実施(12/31)
- 3 予備費を活用した県内養鶏場の一斉消毒、遺伝子診断の強化
 - ・消石灰、消毒薬を配布し散布済（4,000千円）
 - ・鳥インフルエンザの診断迅速化対応（PCRソフト更新、全自動核酸抽出装置導入）
- 4 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
 - ・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済
 - 総合事務所単位での防疫演習を実施済
 （11/10東部地域振興事務所、11/17中部総合事務所、11/18西部総合事務所） 7

鳥取県における野鳥への対応

1 経緯

- 12月 1日(水) ・鳥取市気高町日光地内にて環境水2検体と野鳥糞便10検体を採取
- 12月 8日(水) ・環境水1検体から検出されたウイルスが高病原性鳥インフルエンザウイルスであることを確認(H5N8亜型)
 ・環境省が、採取地点から半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- 12月29日(水) ・環境省は、野鳥監視重点区域の指定を解除したが、全国の発生状況を踏まえ、本県では最高レベルの「野鳥監視ステージ3」を継続し、野鳥等のサーベイランスを強化中

○糞便等調査

- ・今シーズンから鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く集まる県内3カ所の湖沼で糞便及び環境水調査を実施中(11/16～)

【検出状況】 令和3年12月8日(日光地区)

環境水からH5N8亜型(高病原性)、野鳥糞便からH7N7亜型(低病原性)

※1/4時点で、上記以外は陰性

- 渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の県内68カ所(東部31、中部8、西部29)の監視を実施中 ※1/4時点で、異常な野鳥等は見つかっていない

鳥取県のサーベイランス(監視強化)

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (流行期:11月～4月)	野鳥監視(週1日) 糞便、水検査(月1回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2 (国内で野鳥感染確認時)	野鳥監視の対象範囲拡大(週2日) 糞便、水検査(月2回)	最大 68地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視(隔日、重点区域は毎日) 糞便、水検査(月2回)	最大 68地点 +重点区域

愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

<注意喚起事項>

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(11事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

9

県民への情報提供


○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の通報体制、愛玩鳥の飼育方法、食の安全について周知徹底 ⇒12/12に日本海新聞に広告を掲載

※11/2~1/3 鳥インフルエンザ相談件数 75件(東部:33件、中部:16件、西部:26件)

○流行シーズン中、県ホームページ「とりネット」トップページに、鳥インフルエンザ特集ページへのリンクを常時掲載

ワクチン接種を積極的に検討してください。(2021年12月1日更新)

知事のページ 記者会見、日誌、プロフィール..  県議会 県教育委員会 県警察本部	注目・新着 報道提供資料 防災・救急 注目情報 とっとり雪みちNavi(雪道情報) 鳥インフルエンザに関するメッセージ、相談窓口 注意喚起情報一覧 募集中のパブリックコメント(意見公募) 案内、入札等の新着情報 → 全ての分野の新着 職員募集 <input type="button" value="RSS"/> 令和4年度産業人材育成センター入校生募集のお知らせ	新型コロナウイルス対策ふるさと納税 ご寄附は、医療体制整備、生活困窮者対策等に活用させていただきます。なお、詐欺サイトに注意! 総合案内 庁舎案内 職員名簿 連絡先一覧 広告欄  もっと効率よく仕事 活動をはじめよう バナー広告の募集 県政へのご意見 各所属連絡先 県民の声 県民の声への対応
--	--	---

10

対応窓口 (24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247 (")
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

11

県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

12